

# 秋田市プラスチックごみ分別収集サウンディング型市場調査支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

秋田市プラスチックごみ分別収集サウンディング型市場調査支援業務委託

## 2 業務の目的

令和8年3月に策定した「秋田市一般廃棄物処理基本計画」において、現在家庭ごみに混ぜられて排出されている「プラスチックごみ」の分別収集を、新たな処理施設の稼働を目指す令和17年度にあわせて実施することとしている。

実施に当たっては、持続可能なリサイクル体制の構築が必要である。

こうしたことから、本市では、令和8年度にリサイクル事業者を対象に、公平性を担保したうえで、事業実施に向けた課題、民間事業者の参入意欲の把握等を目的に、サウンディング型市場調査を行い、今後検討を具体化するプラスチック分別収集について、民間事業者の設備導入を促したうえで、本市の実情を踏まえた効率的で効果的なリサイクル体制の構築につなげることとしている。

本支援業務委託に当たっては、受託者が本市とリサイクル事業者の間に入りながら、その知見を活かし、調査項目の設計、事業提案支援、提案内容の客観的な視点からの評価・報告書などで、今後の本市の事業化に向けたサウンディング型市場調査の総合的な支援を行うものである。

## 3 委託業務の場所

秋田市山王一丁目1番1号

## 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

## 5 業務委託の内容

### (1) 事業提案公募要領等の作成

- ・本市のごみ排出の現況等を踏まえたプラスチックごみ排出量の推計
- ・先進事例を踏まえた、本市にとって最適なりサイクル手法（プラスチック資源循環促進法大臣認定ルート、容器包装リサイクル法ルート）の整理・提案
- ・上記前提を踏まえ、リサイクル事業者との市場対話に向けた事業スケジュールの設計、公募要領や調査票の策定

### (2) 事業提案募集、実施支援、内容の整理

- ・市場対話による事業提案に向けたリサイクル事業者への周知
- ・市場対話の実施支援
- ・市場対話による事業提案の整理

- (3) 提案内容の検証・評価、報告書作成
  - ・リサイクル事業者からの提案内容の実現可能性や課題等の検証・評価
  - ・市場対話結果の報告書へのとりまとめ

## 6 成果品

- (1) 業務報告書3部（簡易製本）および上記電子データ一式
- (2) 電子データ仕様
  - 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ア 文書
    - Microsoft社Word（ファイル形式はOffice 2013」以降で作成したもの）
  - イ 計算表
    - 表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office 2013」以降で作成したもの）
  - ウ 画像
    - BMP形式又はJ P E G形式
  - エ (1)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。
  - オ 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。事業年度および事業名称等を収納ケースおよびDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。
- (3) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては市の指定するものとする。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権および所有権（以下「著作権等」という。）は、市が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾すること。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得すること。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

受託者は、次の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法および管理体制について市に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、市から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受託者が作成する情報については、市からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて市が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、市から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、本業務において受託者が作成した情報についても、市と協議のうえ、適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

## 9 その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、市と速やかに協議しその指示に従うこと。